

新型コロナウイルス対応マニュアル

日光市立小林中学校

R4. 4. 22現在

本マニュアルは、日光市学校保健会（小中養護部会）作成「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」・文科省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を基に作成いたしました。

本校の新型コロナウイルス感染症予防対策に教職員・生徒・保護者のみなさまで協力し合い、生徒の健康の安全を守っていきたいと考えております。

また、地域の感染レベルや最新の情報などで、マニュアルが変更することもあります。

(1) 感染症対策

▼ 基本的な感染症対策

① 感染成立の3要因への対策

感染経路	感染源（病原体）	感染を受ける人（宿主）
・マスクの着用 ・手洗い ・ゾーニング 	・健康観察の徹底 ・体調不良の場合は休養 ・共有物の消毒・清潔	・抵抗力を高める ・十分な睡眠 ・適度な運動 ・バランスのとれた食事 

② 感染制御の基本：病原体を「もちこまない」「もちださない」「拡げない」

▼ 集団感染予防対策

3密（「密閉」・「密集」・「密接」）を避ける。大声に注意する。

- | | |
|--|--|
| ☒ 2m（最低1mのソーシャルディスタンス） | ☒ ゾーニング（待機室の確保） |
| ☒ 換気の徹底 | ☒ トイレ・手洗い場のから日方の工夫 |
| ☒ 近距離・対面活動制限 | |
| マスク常時着用 | |

▼ 感染経路対策：手洗いの徹底

手洗いの機会

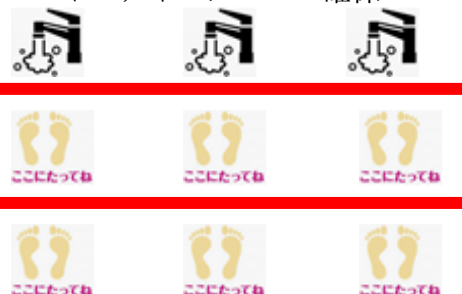
- ☒ 登校後
- ☒ 特別教室、体育館、外での活動の後
- ☒ 大人数で集まった活動の前後
- ☒ 休み時間
- ☒ トイレの後
- ☒ 給食前
- ☒ その他必要に合わせて
（共有しているものに触れた後など）

手洗いの啓発

- ほけんだより
- 掲示物
- 動画
- 放送
- など

手洗い場利用時

ソーシャルディスタンスの確保



(2)新型コロナウイルス感染症の管理・対応について

▼保健室対応について

- ・保健室前で簡単な問診と非接触型体温計にて検温します。
- ・発熱や咳症状がある場合は、保健室に入室させず隣接する空き教室等に移動します。
- ・体調不良で来室した際には、以下の点について確認を行います。
 - ①家族の体調について
 - ②身近でPCR検査を受けた者がいるか
 - ③県外への移動歴
- ・体調不良で来室した際は、基本は早退を促します。

▼校内消毒(共有物の消毒)について

毎日教職員による校内消毒を行っています。
また、給食前は配膳台・生徒一人ひとりの机を学級担任・副担任が消毒しています。

●感染源対策 新型コロナウイルスにおける用途別消毒について

状況	消毒場所	使用消毒液
適宜	手指	手指消毒用アルコール
日常的に	ドアノブ・スイッチ・手すり・蛇口・ロッカーの取っ手・机・イス 等	次亜塩素酸水
体調不良者	体調不良使用物品	消毒用エタノール 次亜塩素酸水
感染者発生時	感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品(高頻度で触った物品)	消毒用エタノール 次亜塩素酸水

●消毒する箇所

- ◎教室・特別教室 : ドアノブ、スイッチ、机の上、いすの背もたれ、ついたて、児童生徒ロッカーなど。
- ◎廊下・階段 : 手すりなど。
- ◎トイレ : ドアの鍵、トイレットペーパーホルダー、トイレの水洗レバーなど。
- ◎体育館・外回り : インターホン、スイッチなど。
- ◎水道 : 蛇口のハンドルなど。
- ◎職員室 : 電話、スイッチ、共用パソコン、冷蔵庫の取っ手、コピー機のディスプレイなど。

▼登校・出勤時の検温

- 登校・出勤時に昇降口・職員玄関で体温測定を行います。
 以下の場合には教室に入らず、養護教諭が問診を行います。
- ・37.5℃以上の場合
 - ・登校時に体調不良を訴えた場合



←登校時の体温測定の様子。
各自測定し、名簿に記入します。

▼体温確認カードの提出について

毎朝、登校前に体調確認カードを記入し、登校後に担任に提出します。土日や長期休業の部活動の際も部活動顧問に提出をお願いいたします。

記入内容は、**体温・体調・同居家族の健康状態**です。

▼以下の場合は、登校を控えていただきますよう、御協力お願いいたします。

- ①発熱や咳などの症状がある場合
- ②同居家族に未診断の発熱等の症状がある場合
- ③家族に風邪症状などがあり PCR 検査を受ける場合

▼以下の場合は、出席停止となっております。御確認ください。

- ①生徒が感染した場合
- ②生徒が濃厚接触者となった場合
- ③同居家族が感染した場合
- ④家族などに濃厚接触者または感染の疑いがある場合

[illegible]

↑生徒に配付している
体調確認カード（4月）

▼学校行事などの参加について

学校行事に参加いただく際に、保護者の方々に感染症予防の御協力をお願いいたします。御協力いただく内容については、地域の感染レベルに応じて決定しますので、参加通知等を御確認ください。

▼相談機関のご紹介

県西保健福祉センターHPからオリジナルページに移っていただくと、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口一覧が載っております。ワクチンの副反応について、新型コロナウイルス感染症の症状について等、何か御不明点がありましたら、相談機関を御利用する事をおすすめいたします。

県西保健福祉センター

検索

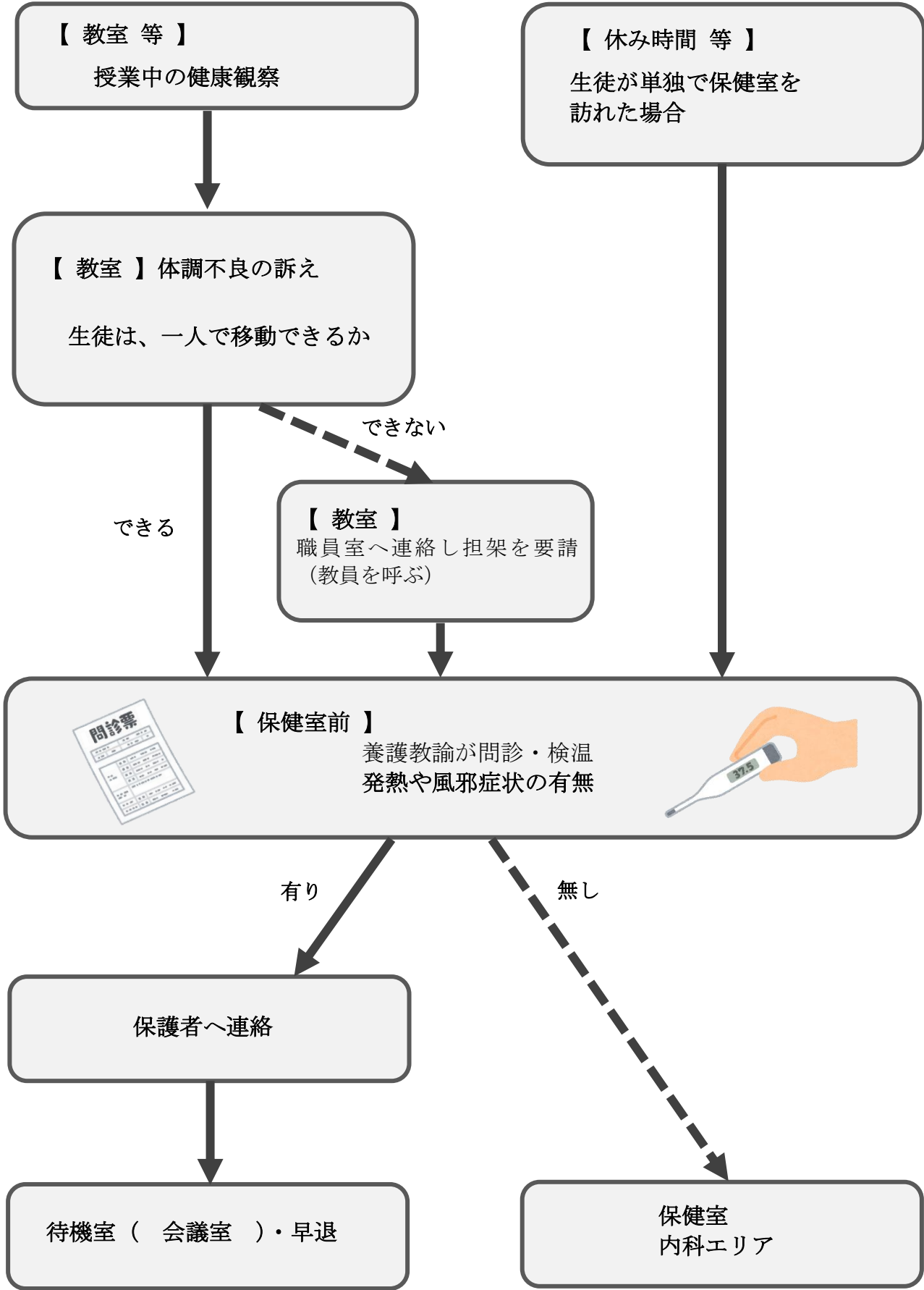


(3)新型コロナウイルス感染症の管理・対応について(1日の流れ)

生徒 登校前	・換気 ・職員、生徒の体温チェック	各家庭での 健康観察	・朝の検温測定 ・体調の確認 →体温を記録・登校後提出。 ※県の警戒レベル3及び2のとき、同居家族に風邪症状がみられる場合は登校を控える。
※目安 37.5℃以上、 体調不良者は、早退を促す。			
登校時	・手指の消毒 ・健康観察 ・マスク着用の確認	・体温計測、記録 →体温が高い生徒(37.5℃以上は保健室へ)	
朝の会	・担任は生徒の体温を確認 →未入力の子は担任が教室で検温、記録 ・担任による健康観察		
授業中	・換気の徹底 ・生徒同士対面にしない ・可能な限り、机の間隔を広くする	・マスク着用の徹底 ・健康観察	
休み時間 昼休み	・換気の徹底 ・マスク着用の徹底(外遊びや暑い時期にはマスクをはずす) ・健康観察		
給食	・机、配膳台の消毒 ・配膳者は手袋を着用 ・手洗い、手指消毒の指導 ・机の間隔を広くする	・全員前を向いて食べる ・話さず、無言で食べる ・健康観察	
歯みがき	・間隔をとって歯みがきをする ・すすぎは、コップを使用する ・飛沫感染を防ぐためブクブクうがいをする ・吐き出すときは低い位置で飛び散らないようにする ・最後に手を洗う		
清掃	・換気の徹底 ・マスク着用の徹底	・校舎内の消毒	
部活動	・換気の徹底 ・健康観察		



(4)有症状者への対応



(5)登校・早退・出席の扱いについて

※オミクロン株の場合

(レベル2・3の場合)

状 況	基本的な対応	出席の扱い
生徒が感染した場合 (無症状の場合)	登校不可	出席停止 (検体採取日から7日間)
生徒が感染した場合 (有症状の場合)	登校不可	出席停止 (発症日から10日間経過し、かつ症状軽快(改善)後72時間経過後)
生徒が濃厚接触者となった場合	登校不可	出席停止 (感染者との最終接触日(0日として)から7日間)
同居家族が感染した場合	登校不可	出席停止 (感染者の発症日または感染者の発症により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間)
家族等に濃厚接触者または感染の疑いがある場合	登校不可	出席停止 (期間は校長判断)
生徒の発熱・かぜ症状で欠席の場合	自宅休養	出席停止 (治癒するまで)
登校後、学校において発熱・かぜ症状を確認した場合	早退及び 自宅休養	早退した日から出席停止 (治癒するまで)
同居家族に、発熱などのかぜ症状が見られる場合	登校不可	出席停止 (治癒するまで・PCR検査結果が陰性と判定されるまで)
感染の不安から休ませたいと保護者からの申し出が合理的であると判断された場合	学校と相談	出席停止
生徒が新型コロナワクチン接種を受ける場合	学校と相談	出席停止 (「校長が出席しなくてよいと認めた場合」に該当)
生徒が新型コロナワクチン接種後の副反応が出た場合	学校と相談	出席停止 (校長判断)

※症状や家族の状況によって、上記に当てはまらない場合もあるので、保健所や医療機関から指示された内容を聞き取り判断する。

※治癒後の意見書は不要。

【出席停止の期間】 資料：市教委「新型コロナウイルス感染症への対応について」 R4/2/4版

(1) 感染者の出席停止期間

①無症状の場合：検体採取日から7日間

採取日	7日間	登校
(例) 4/1 4/2	4/8 4/9	

②有症者の場合：発症日から10日間経過し、かつ症状軽快(改善)後72時間経過後

発症日	7日目以内に回復(10日間の療養期間は必須)	登校
(例1) 4/1 4/2	4/11 4/12	
発症日	9日目に回復	72時間 登校
(例2) 4/1 4/2	4/10 4/11~13	4/14



(2) 濃厚接触者の出席停止期間：感染者との最終接触日から7日間

最終接触日	7日間の健康観察期間	登校
(例) 4/1 4/2	4/8 4/9	

(3) 同居家族が感染者である家族(濃厚接触者)の場合：感染者の発症日または感染者の発症により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間

同居家族が4/1に発症・感染対策実施、4/2に陽性判明の場合		
発症・感染対策	7日間の健康観察期間	登校
(例1) 4/1 4/2	4/8 4/9	